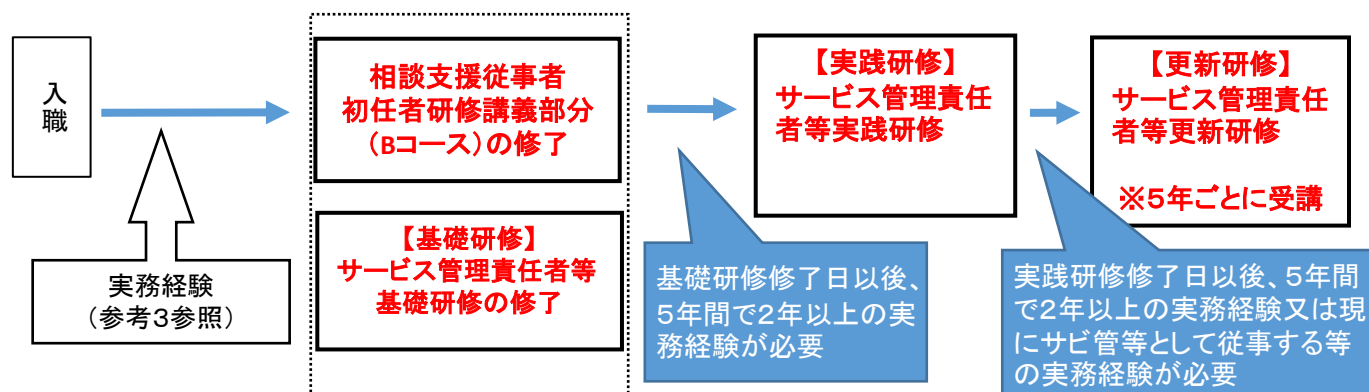


サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

研修の変更点

1 研修を基礎研修、実践研修、更新研修に分けます。



※サービス管理責任者等の実務要件

（詳細：平成18年9月29日厚生労働省告示第544号、平成24年3月30日厚生労働省告示第230号）
以下の①～③を満たした後、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）として配置が可能となります。

- ①相談支援従事者初任者研修（講義部分）及びサービス管理責任者等基礎研修の修了
- ②令和3年度以降に実施する、サービス管理責任者等実践研修の修了
- ③①（基礎研修）の修了日以後、②（実践研修）の受講日前日までの5年間に2年以上の実務経験

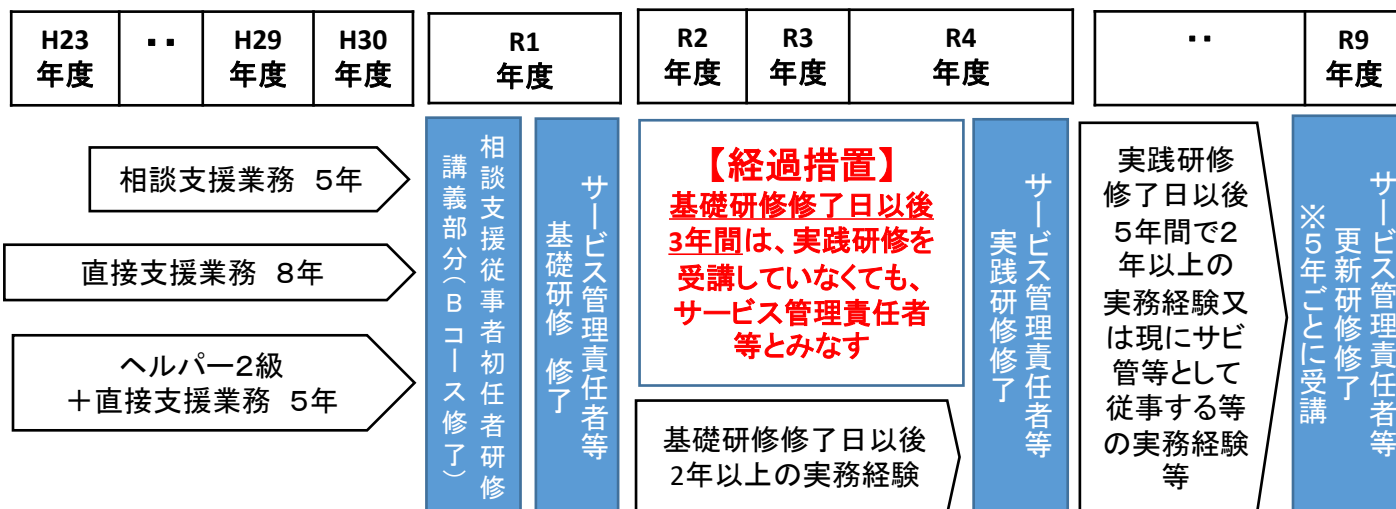
H31年4月1日以降のサービス管理責任者等の要件の例（R4年度に基礎研修を受講）

H26 年度	..	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	..	R12 年度
		相談支援業務 5年		相談支援従事者初任者研修 講義部分（Bコース修了）		基礎研修 修了日 以後 2年以上の 実務経験	サービス管理責任者等 実践研修修了	実践研修 修了日 以後 2年以上の 実務経験 又は現に サビ管等と して従事す る等の実務 経験等	サービス管理責任者等 更新研修修了 ※5年ごとに受講
		直接支援業務 8年		サービス管理責任者等 基礎研修 修了			サービス管理責任者等 として配置可能		
		ヘルパー2級＋ 直接支援業務 5年							

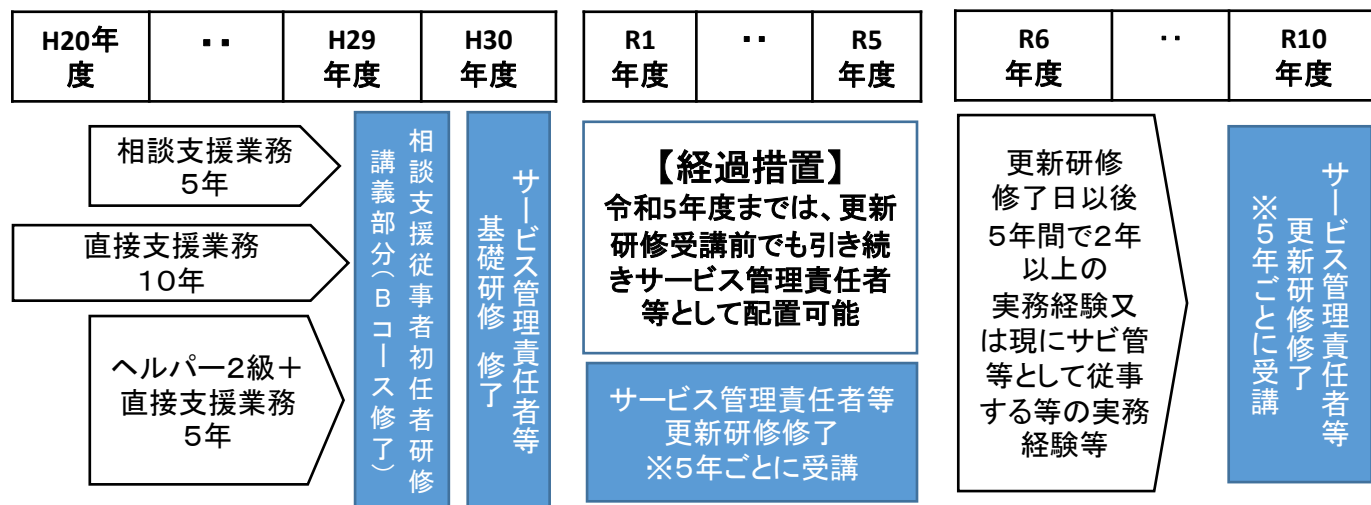
※サービス管理責任者等基礎研修については、実務経験が必要年数より2年満たない段階から、受講可能です。（例：直接支援業務であれば、6年以上で受講可能）

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

R1年度～R3年度のサービス管理責任者等基礎研修受講時点で実務経験を満たしている場合の例



H31年3月31日までにサービス管理責任者等研修を受講した場合の例



【留意事項】期限までに更新研修を修了することができなかった場合については、実践研修を改めて修了（実践研修を受けるための実務経験は不要）することで、修了日以後再びサービス管理責任者として従事可能ですので、ご注意ください（基礎研修の再受講は不要）

2 サービスの分野別という考え方がなくなりました。

・従来は、介護、地域生活（身体、知的・精神）、就労、児童の分野に分けて研修を実施していましたが、カリキュラムが統一されるため「分野」という考え方がなくなりました。

・H30年度以前の受講者については、いずれかの分野を修了していれば、他のサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）の研修の修了者として見なされます。

※ただし、実際に配置する際の実務経験の要件は、サービスごとに異なる場合があります。

3 直接支援業務の実務経験が8年に短縮されました。

- ・上記以外の変更はありません。
- ・実務経験の業務の範囲は、別紙をご確認ください。